

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第6回）

における主な意見

1. 「骨子に盛り込むべき事項（案）」の柱立てについて

- 「骨子に盛り込むべき事項（案）」の5本柱のうち、1番目の「国際標準化の戦略的活用」の位置づけが落ち着かない。これは2番目の柱にある「知財システム」の定義が明確でないためではないか。
- 国際標準と「知財システム」のつながりがわかりにくい。国際標準化することによりその周辺の特許が生きてくるというような論理的な繋がりを明確にしないと、「知財計画」における標準化の重要性が見えてこない。
- 知財を活用して産業競争力の強化にどうつなげていくのか。知財や標準は一つのツールにすぎず、どう活かすかという観点で重要になるのが、ビジネスモデルであり知財マネジメントである。
- ベンチャーが特許を活用するなどの支援が重要との議論があった。活用について柱立てがあると分かりやすい。
- 1番目から5番目までの柱をまとめる総論が必要ではないか。

2. 国際標準化の戦略的活用

- 中小企業は国際標準化への参画が困難であり支援が必要ということは現場で強く感じる。
- 認証ビジネスに関連する人材の育成も重要である。

3. グローバル化に対応した「知財システム」の構築

- 日本だけで進めるのではなく、他国と協力して進めることが大事。国際共同審査を進めて欲しい。
- 企業は必ずしも日本に第一国出願するとは限らない。

4. 大学の「知」を活用したビジネス成功事例の創出

- 産学連携で必要なのは、やはりシーズと事業の間を埋めるファンクション。
米国ではベンチャーがその機能を果たしている。

5. 中小企業の優れた技術からの世界に通用する事業の創出

- 特許関連費用のうち審査請求料を 25%引き下げるとのことだが、あえて下げずにその予算を別の施策に回す、特に効果が期待されるところを集中的に値下げするなどについて検討すべきではないか。
- 中小企業に対する特許関係料金減免措置の適用範囲を、創業 10 年以内のベンチャーに拡大することだが、中小企業の多くはその条件には該当しない。米国並みの支援を是非行ってほしい。
- 特許出願に不慣れな中小企業のために、出願時に審査請求と早期審査の請求も含めて一つの手続きですむように、標準的な様式をつくってもらいたい。

6. 人材育成・確保を含むインフラ整備

- 平成 24 年度に弁理士法の改正が予定されているが、日本弁理士会と協力して弁理士の育成に取り組んでほしい。民間だけでは対応が難しいので、官民がタイアップして取り組む必要がある。

以上